

1. 基礎作りと意識改革

民事訴訟手続のデジタル化に対応するには、技術的な整備だけでなく、職員全体の理解・意識・行動を見直す必要があります。これにより、安全かつスムーズな運用が実現します。

(1) 改正民事訴訟法の理解と情報収集

- 背景と目的の理解

デジタル化は、訴訟手続の迅速化・効率化・利用者利便性の向上を目的としています。改正法では、電子申立て・電子納付・オンライン送達・ウェブ尋問などが新たに導入されます。

- 法改正情報の継続的な把握

日弁連や各地の弁護士会が発信するガイドライン・研修・ニュースレターを継続的にフォローし、運用方法・法的リスク・スケジュールなどを常に最新の状態に保つ必要があります。

(2) 情報セキュリティポリシーの策定と徹底

- セキュリティのルール作り

電子申立てやクラウド利用の増加により、外部からのサイバー攻撃や情報漏洩リスクが高まります。まず、事務所の情報資産の棚卸しとリスク分析を行い、それをもとにセキュリティポリシーを明文化します。

- 策定すべき主な内容

例：

- － アクセス権限管理
- － パスワード管理基準
- － USB や私物 PC の取り扱いルール
- － クラウドサービス利用基準
- － インシデント対応手順

- 全員への共有と周知徹底

一度策定しただけでは不十分です。全職員に説明し、理解・同意を得たうえで日常業務に定着させることが重要です。

(3) 全職員へのセキュリティ意識向上教育と訓練

- 知識の習得だけでなく“慣れ”の形成も重要

フィッシングメールやマルウェアの巧妙化に伴い、技術だけで守れない部分＝“人”の意識の強化が求められます。

- 実施すべき教育内容の例

- － セキュリティ基礎知識（IPA 推奨教材など活用）
- － 電子訴訟システムの操作体験

- フィッシング詐欺の見分け方
 - 実際の事例に基づくケーススタディ
 - **定期的な訓練・テスト**
 - 年 1 回の形式的な研修だけでなく、**模擬インシデント対応訓練**や**定期テスト・アンケート**を通じて、実践力と意識を定着させることが推奨されます。
-

補足：

デジタル化の導入は、手間やコストがかかる一方で、長期的には**事務の効率化・証拠管理の明確化・業務の標準化**に繋がる大きなチャンスです。全職員が「ただの IT 導入」ではなく、「業務文化の転換」であるという認識を持つことが、成功のカギとなります。